（別紙）

総務委員会陳情一覧表

○継続分２件

付託委員会名	総　務　委　員　会						
受　理　番　号 （受理年月日）	提　出　者	要　　旨	紹介議員	採　否	委員会の意　見	執行機関に対する措置 送付	 回答
陳情第２号 （23. 4. 18）	赤磐市桜が丘西6-21-7 大月　博晶	バス共通ＩＣカードHarecaの宇野バス等未導入事業者の導入促進に関することについて					
陳情第6-1号 （23. 6. 13）	岡山市北区蕃山町4-5 日本会議岡山 議長　竹内　洋二	岡山県内の公共施設での国旗の常時掲揚と岡山県内の公立学校の教職員に国歌斉唱時の起立を義務づける条例制定を求めることについて					

○新規分３件（陳情３件）

付託委員会名	総　務　委　員　会						
受　理　番　号 （受理年月日）	提　出　者	要　　旨	紹介議員	採　否	委員会の意　見	執行機関に対する措置 送付	 回答
陳情第９号 （23. 7. 27）	岡山市北区弓之町4-19-202 岡山県中小企業団体中央会 会長　武田　修一	軽油引取税軽減に関することについて					
陳情第１０号 （23. 9. 2）	岡山市北区石関町2-1 岡山県私学協会 会長　森靖喜　外５名	平成24年度岡山県予算の私学助成に対する要望について					
陳情第１１号 （23. 9. 2）	岡山市北区石関町2-1 岡山県私学協会 会長　森　靖喜	私学助成に関する意見書の提出について					

請　願　・　陳　情

平成２３年９月２１日

総　務　委　員　会

付託委員会名	総　務　委　員　会						
受理番号 （受理年月日）	提　出　者	要　　　旨	紹介議員	採　否	委員会の 意　　見	執行機関に対する措置 送付	 回答
陳情第２号 （23.4.18）	赤磐市桜が丘西6-21-7 大月　博品	バス共通ＩＣカードＨａｒｅｃａの宇野バス等未導入事業者の導入促進に関することについて					

［陳情の内容］

（陳情趣旨）

バス共通ＩＣカードＨａｒｅｃａの宇野バス等未導入事業者に導入していただきたい。（公共交通利用促進のため）

（陳情理由）

平成20年９月30日をもって、磁気カード式の岡山県共通バスカードが廃止され、ＩＣカードＨａｒｅｃａ（両備グループ系、下電バス、中鉄バスの国立病院・免許センターなど国道53号線方面の岡電バスとの共同運行路線）とその他各社単独の磁気式バスカードに分裂した。

そのために、例えば、三野－法界院駅前－表町（天満屋）－岡山駅間と二本松東（岡電高屋）－県庁－表町－岡山駅間などＨａｒｅｃａ導入事業者と未導入事業者がほぼ同一路線を走っているところでは、２枚のバスカードを持たないといけなくなったので、利用者は大変不便を強いられている。

またＨａｒｅｃａ導入車両では、ＰｉＴａＰａ（阪急、阪神、南海、近鉄、京阪など関西の私鉄）が使えるし、そのＰｉＴａＰａとの相互利用で、ＪＲ西日本のＩＣＯＣＡも使える。また、新聞等の報道によると、平成25年春をめどに、ＰｉＴａＰａとＩＣＯＣＡに加えてＳｕｉｃａ（ＪＲ東日本）やＰＡＳＭＯ（東急、東京メトロ、都営地下鉄など関東の私鉄）やｍａｎａｃａ（名鉄、名古屋市交通局など）、ＴＯＩＣＡ（ＪＲ東海）、Ｋｉｔａｃａ（ＪＲ北海道）、ＳＵＧＯＣＡ（ＪＲ九州）、はやかけん（福岡市交通局）、ｎｉｍｏｃａ（西鉄）が加わる予定なので、利用者にとって大変便利である。

執行部意見　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（県民生活部県民生活交通課）

共通ＩＣカードの導入は、運賃支払いがスムーズ（非接触型）になるなど、利用者へのサービス向上及び公共交通の利用促進に繋がることから、岡山県では、平成１７年度から平成１９年度までの３年間、（社）岡山県バス協会等が実施する共通ＩＣカード導入事業に対し、国や関係市町と協調して補助を行い、岡山電気軌道㈱、下津井電鉄㈱、両備ホールディングス㈱及び中鉄バス㈱（岡山電気軌道㈱との共同運行路線）に導入されている。

すべてのバスや鉄道で共通のＩＣカードが利用できることは、公共交通の利便性向上に繋がるが、一方で、乗合バス事業者に多額の負担が生じることとなる。

付託委員会名	総　務　委　員　会						
受　理　番　号 （受理年月日）	提　　出　　者	要　　　　旨	紹介議員	採　　否	委員会の意　　見	執行機関に対する措置	
						送付	回答
陳情第６－１号 （23．6．13）	岡山市北区蕃山町4-5 日本会議岡山 議長　竹内　洋二	岡山県内の公共施設での国旗の常時掲揚と岡山県内の公立学校の教職員に国歌斉唱時の起立を義務づける条例制定を求めることについて					

［陳情の内容］

（陳情趣旨）

平成23年５月30日、公立高等学校の校長が同校の教諭に対し卒業式における国歌斉唱の際に国旗に向かって起立し国歌を斉唱することを命じた職務命令が「内心の自由の侵害」にあたると教員が訴えた事例について、最高裁は上告を棄却し、国歌斉唱時の起立命令は憲法第19条に違反しないとの判決を下した。

また大阪府議会では、去る６月３日に、府内公共施設での国旗の常時掲揚と府内の公立学校の教職員に国歌斉唱時の起立を義務づける全国初の条例案が、府議会本会議で可決成立した。

既に「国旗及び国歌に関する法律(平成11年8月13日制定)」が存在し、新教育基本法、新学習指導要領においても「国旗国歌の尊重」が明示されており、「高等学校学習指導要領 特別活動編」の儀式に関する規定では「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」とされており、同解説書には「国際化の進展に伴い、日本人としての自覚を養い、国を愛する心を育てるとともに、生徒が将来、国際社会において尊敬され、信頼される日本人として成長していくためには、国旗及び国歌に対して一層正しい認識をもたせ、それらを尊重する態度を育てることは重要なことである」とされている。

全体の奉仕者たる教育公務員には、法令並びに上司の職務上の命令を遵守する義務があり、学校行事における国歌斉唱の際、起立斉唱し、もって児童生徒に国旗国歌に敬意をあらわし、これらを尊重する姿勢を示すことは、学習指導要領にのっとった教育を実践する上で当然のことである。

そのためにも岡山県においては、下記の条例を制定していただきたい。

（陳情事項）

1　県内の公共施設での国旗の常時掲揚する条例の制定

2　岡山県内の公立学校の教職員に国歌斉唱時の起立を義務づける条例の制定

（文教委員会付託）

執行部意見　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（総務部財産活用課）

県有施設のうち、県庁や県民局等出先事務所、警察署等掲揚塔を有する施設においては、常時若しくは夜間や雨天等を除いた掲揚が行われている。

また、県立学校においては、学習指導要領に基づき、入学式や卒業式などにおいて適切に掲揚しているところである。

こうした県有施設の状況を踏まえると、今直ちに条例を制定する必要はないと考えている。

付託委員会名	総務委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の意見	執行機関に対する措置 送付	執行機関に対する措置 回答
陳情第9号 (23.7.27)	岡山市北区弓之町4-19-202 岡山県中小企業団体中央会 会長　武田　修一	軽油引取税の軽減に関することについて					

［陳情の内容］

（陳情趣旨）

軽油引取税については、地方税法本則により軽油1リットル当たり15.0円とされているが、平成20年5月からは、同法附則により暫定税率（平成22年4月からは特例税率）が適用され、32.1円とされている。

また、道路の走行に直接関係しない用途に使用する場合で特別な政策的観点から課税免除することが適当であると認められる場合は、免税軽油を利用できる制度が設けられているが、平成21年度地方税制の改正により道路特定財源の見直しが行われ、軽油引取税の課税免除措置については平成24年3月末をもって廃止されることになっている。

リーマシンショック以降、国内の中小企業を取り巻く経営環境は厳しさを増し、加えて東日本大震災による景気減速や円高問題、原材料・燃料費等の高騰により、中小零細企業の多くが経費縮減に努める中で、個々の運営は極めて深刻な状況下にある。

特に、別紙名簿に掲げる業種においては、軽油引取税に関する措置は直接・間接を問わず企業の安定経営に不可欠な課題となっている。

ついては、県下中小企業における産業支援等の観点から、下記事案について特段の配慮をいただきたく、切に要望するものである。

（陳情事項）

1　地方税法附則による特例税率（現行32.1円）を廃止し、本則税率として15.0円に戻すこと。

2　平成21年度の地方税法の改正により一般財源化されたことに伴い、軽油引取税の免税措置が平成24年3月末で廃止されることとなっており、引き続き存続措置を講ずること。

執行部意見　　　　（総務部税務課）

1　軽油引取税の特例税率の廃止は、極めて厳しい地方財政の状況の中で、地方税財源に深刻な影響を与えるものである。このため、地方財源の確保の観点から、特例税率は維持されるべきものであると考える。

なお、現下の厳しい経済情勢等を踏まえ、税率水準を引き下げる場合には、地方の財政運営に支障が生じないよう、明確な財源措置が講じられるべきものと考えている。

2　軽油引取税の課税免除措置は、平成２１年度の税制改正で、一般財源化されたことに伴い、平成２４年３月末で廃止することとされたものであるが、地方税法上の規定に基づく措置であり、国において、適切に判断されるものと考えている。

付託委員会名	総　務　委　員　会						
受理番号 (受理年月日)	提　出　者	要　旨	紹介議員	採　否	委員会の 意　見	執行機関に対する措置 送付	回答
陳情第10号 (23.9.2)	岡山市北区石関町2-1 岡山県私学協会 会長　森　靖喜 外　5名	平成24年度岡山県予算の私学助成に対する要望について					

［陳情の内容］

（陳情趣旨）

長引く経済不況、急速な少子化の進行等に伴い、私立学校の運営は極めて厳しい状況にある。加えて、教育費の公費支出における公立・私立学校間の格差は、依然として大きいものがある。

ついては、平成24年度県予算編成等に当たって、私学助成等の一層の充実・強化について、特段の御理解と御配慮をお願いする。

（陳情事項）

【岡山県私学協会】

【岡山県私立中学高等学校保護者会連合会】

1　私立学校経常費補助金の拡充・強化について

平成20年度に標準的運営費方式が導入されて以降、経常費補助金は年々減少を続け、本県高校生徒一人当たり予算単価は、平成20年度の「339千円、全国順位3位」に対して、平成23年度は「314千円（7.4%減)、全国順位37位」と急激に低下している。

公立学校授業料無償化等に伴い、学校運営環境が制度施行時に比べ一段と厳しく、深刻化している現状をご理解の上、平成24年度以降においては、補助金の経過措置である「下限85%の維持」はもとより、補助制度の拡充・強化をお願いする。

2　私立高等学校納付金減免補助金の拡充・強化について

県単独の納付金減免補助金制度は、近隣各県に比べても依然保護者負担が多く、県内私立学校選択の大きな障害となっている。

「補助対象世帯年収の600万円程度までの引き上げ」、「低所得世帯補助額の県平均納付金総額（45万円程度）までの増額」等により、保護者負担の軽減をお願いする。

3　耐震化に係る助成の充実・強化について

生徒・児童の「命」に公立私立の格差があってはならない。東日本大震災を受けて県立高の耐震化率は、「平成27年度までに100%完了」と前倒しされた。

学校運営が厳しい私立校についても、同年度までの完了に向けて、耐震化国庫補助制度への「大幅な上乗せ補助」等の財政支援措置をお願いする。

4　高等学校教育分担における公私比率70：30の維持について

公立・私立高等学校の教育分担においては、現在策定中の「第３次おかやま夢づくりプラン」の基本戦略を推進する観点からも、私立高等学校の「果たしてきた役割」「現在の存在価値」「教育費における県財政上のメリット」等を十分評価・尊重の上、対処することが極めて重要である。

今後の公私比率の継続的な検証において、現行の「公私比率70：30」が維持されるよう、知事部局として「私立高等学校の充足率アップのための財政措置」等の強力な支援をぜひお願いする。

【岡山県私立幼稚園連盟】

【岡山県私立幼稚園ＰＴＡ連合会】

1　幼稚園教育充実のための経常費補助金の見直しについて

地方財政が厳しい中、本県等を除く36都道府県においては、園児一人当たりの平成23年度経常費補助金の予算単価は、「国の財源措置額171千円」と同額か、それ以上であり、幼児教育に力点を置いています。これに比べて、本県の予算単価「148千円」は極端に低く、全国46番目の最下位の部にある。

岡山県における教育の重要性、特に学校教育の第一歩である幼稚園教育の重要性を十分認識していただき、他の都道府県に劣らない幼児教育の質的維持及び推進を図るため、ぜひとも最低限、国の財源措置額まで「増額」していただきたい。

【（社）岡山県専修学校各種学校振興会】

1　私立専修学校設備整備等補助金の拡充について

職業教育が重要な中で、専修学校はすぐれた教育を実施し優秀な人材を産業界に輩出している。

ついては、日々進歩する最新技術の習得に欠かせない最新の「教育設備整備に係る補助金の増額」をお願いする。

2　共済事業補助率の復元について

県財政構造改革により、教職員に係る共済事業補助金が学校教育法１条校と同様「1000分の４」に削減されており、運営費補助がない専修学校には大きな負担増を強いられている。この補助率を「1000分の８」に早急に復元していただきたい。

3　私立学校経常費補助金の高等課程への適用について

高等学校と同等の大学入学資格を付与されている高

等課程には、私立学校経常費補助金が適用されていない。

私立高校と同様に「経常費補助金を適用」していただきたい。

【(財)岡山県私学振興財団】

1　退職金給付事業補助率、共済事業補助率の復元について

県財政構造改革により、退職金給付事業補助率は全国最下位の「1000分の14」、共済事業補助率は「1000分の４」と大幅に切り下げられている。

私立学校教職員の将来への不安を払拭し、すぐれた教職員の確保につながるよう、平成25年度の構造改革期限後は、退職金給付事業補助率は「1000分の34.5」へ、共済事業補助率は「1000分の８」へ復元していただきたい。

執行部意見　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（総務部総務学事課）

【岡山県私学協会】

【岡山県私立中学高等学校保護者会連合会】

1　私立学校経常費補助金の拡充について

私立学校経常費補助金については、私学関係者も含めた検討委員会の提言を受け、公立学校をモデルとして私立学校運営に必要な経費を算出し補助する標準的運営費方式を導入し、学校が生徒確保や財務状況の改善など新制度への対応を行うための期間として４年間の経過措置を設けたものである。

この方式は中長期的な視点から私立学校の経営が安定的に行われるよう、その経営努力が反映される簡素で公平な仕組みであり、経過措置期間後は本来の制度により運用すべきであると考えているが、私学を取り巻く状況については今後とも私学関係者の御意見をお聞きしてまいりたい。

2　私立高等学校納付金減免補助金の拡充・強化について

授業料等減免補助制度は、国の就学支援金が支給されても、なお相当額の保護者負担が残ることから、各県が独自に実施しているもので、対象となる年収の上限や補助額の水準については、各県の事情や考え方、財政状況等に応じて様々である。

本県の制度は、従来と比べて最終的な保護者負担が年収２５０万円未満の世帯では従来の半分以下に、年収２５０万円から３５０万円の世帯では約３分の２になるなど低所得者層の負担を相当程度軽減できたものと考えている。

3　耐震化に係る助成の充実について

私立学校の耐震化を促進する観点から、県では耐震診断に対する補助を行っている。

私立学校の耐震補強工事については、国において補助制度が設けられているところであり、県としては私立学校の設置者である学校法人に対し、その活用を積極的に促していくこととしているが、引き続き研究してまいりたい。

4　高等学校教育分担における公私比率70:30の維持について

高等学校教育の公私比率については、昨年度の第２回高等学校研究協議会において、総務部長が私学教育の意義や役割等に関する意見を述べ、当面は70:30の公私比率を維持することとされたが、欠員や進学状況等を継続的に検証し、改善が見られない場合は見直し等を行うとされたところである。

単なる充足率アップのための財政措置は考えていないが、私立高校に対しては、経常費補助に加えて特色ある教育の推進等に対する助成も行っているところであり、今後、公私比率について県教育委員会と協議する場合においても私学担当部として適切に対応してまいりたい。

【岡山県私立幼稚園連盟】
【岡山県私立幼稚園PTA連合会】

1　私立学校経常費補助金の拡充について

私立幼稚園に対する経常費補助についても標準的運営費方式を導入しており、経過措置期間後は本来の制度により運用すべきと考えているが、私立幼稚園が幼児教育において重要な役割を果たしていることは十分認識しており、今後とも幼稚園関係者の御意見をお聞きしてまいりたい。

【(社)岡山県専修学校各種学校振興会】

1　私立専修学校設備整備等補助金の拡充について

職業に直結した教育を行う専修学校教育の重要性を認識し、設備整備費の補助制度を設けており、厳しい財政状況ではあるが、必要な予算確保に努めてまいりたい。

2　共済掛金補助率の改善について

財政構造改革プランでは、持続可能な財政運営のため、歳入に見合った歳出規模へ転換することとし、施策全般にわたる見直しを行った結果、この見直しを行ったところである。

3　私立学校経常費補助金の高等課程への適用について

専修学校に対しては施設整備に対する補助制度を設けており、極めて厳しい財政状況の中、新たな補助金の創設は困難な状況であるが、今後とも関係者の御意見をお聞きしてまいりたい。

【(財)岡山県私学振興財団】

1　退職金給付事業補助率、共済掛金補助率の復元について

財政構造改革プランでは、持続可能な財政運営のため、歳入に見合った歳出規模へ転換することとし、施策全般にわたる見直しを行った結果、この見直しを行ったところである。

付託委員会名	総　務　委　員　会						
受 理 番 号 (受理年月日)	提　出　者	要　　旨	紹介議員	採　否	委員会の 意　　見	執行機関に対する措置 送付	執行機関に対する措置 回答
陳 情 第 1 1 号 (23.9.2)	岡山市北区石関町2-1 岡山県私学協会 会長 森　靖喜	私学助成に関する意見書の提出について					

［陳情の内容］

（陳情理由）

本県の私立高等学校等（高等学校、中等教育学校、中学校、小学校及び幼稚園）は、おのおの建学の精神に立脚し、新しい時代に対応する特色ある教育を積極的に展開して、本県の公教育の進展に寄与している。

しかし、御高承のとおり、少子化による生徒等数の大幅な減少の影響等により、私立高等学校等の経営は、いよいよ重大な局面を迎えていると言わざるを得ない。

また、「高等学校等就学支援金制度」の創設により、私立高等学校に学ぶ生徒の授業料負担の軽減が図られたものの、公私間の格差はむしろ拡大し、さらには都道府県間では新たな格差も生じており、子供たちの学校選択の自由、教育の多様性や機会均等を保障する意味からもこの改善は喫緊の課題である。

公教育の将来を考えるとき、公私相まっての教育体制が維持されてこそ、健全な発展が可能となり、個性化、多様化という時代の要請にもこたえ得るものと確信している。

そのためには、公立高等学校等に比べてはるかに財政的基盤の脆弱な私立高等学校等に対する助成措置の充実が必要である。

このことは、私立高等学校等の行政が各都道府県が所管する事項とはいうものの、我が国の将来の発展に密接不可分の関係にある国民の教育の振興に関する事柄であり、国の全面的な財政支援が求められるところである。

現在、政府においては国と地方の役割を見直し、財政面での地域主権改革を推進中ではあるが、国家百年の大計のため、教育基本法第８条及び教育振興基本計画の趣旨にのっとり、万難を排し私学助成に係る国庫補助制度が堅持され一層の充実が図られるよう、政府及び国会への意見書の提出について貴議会での特段の御高配をお願いする。

執行部意見　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（総務部総務学事課）

公教育の一翼を担う私学の重要性については、県としても十分認識し、経常費助成をはじめとする私学助成を行っており、国に対しても就学支援金制度の充実に関する提案等を積極的に行っている。